

ゴーカート等の乗り物体験等を含むイベントに係るガイドライン

- 1 ガイドラインの目的および趣旨
- 2 推奨範囲
- 3 基本的な推奨事項
- 4 施設・会場等
- 5 ゴーカート等の乗り物
- 6 利用者
- 7 施設・サービス提供者

1 ガイドラインの目的および趣旨

このガイドラインの目的は、ゴーカート等の乗り物体験等を含むイベント全般の安全性を確保することにあります。

ゴーカート等の乗り物（以下「乗り物」という）には様々な種類があり、玩具として楽しむもの、自転車などある程度スピードが出る乗り物が遊戯施設や都市公園等にも設置されており、遊戯施設やイベント会場等では、日常的に運転しない乗り物を気軽に楽しく運転・体験することができます。

これらの乗り物には、原動機（エンジン、モーター等）を動力源とした歩行速度を上回る物もあり、公道（一般交通の用に供する道）で運転免許が必要となる乗り物と同様、運転操作には注意すべき点や技術が必要な場合もあり、運転誤操作や乗り物の不具合やコース逸脱等を起因とした事故を未然に防ぐ措置を講じることが求められます。

この安全対策の目的は、専ら原動機を動力源とした乗り物向けに設置・設定される施設・会場等（※）において、利用者および施設・サービス提供者（以下「提供者」という）が安全に参加・運営いただくことを支援することにあります。

※遊園地、都市公園や遊戯施設におけるアトラクション（ジェットコースター、メリーゴーランド、観覧車等）の一部として提供される電動バッテリーカーや軌道路面を低速で走行するゴーカート等は非対象ではあるものの必要に応じて参照いただく。

2 推奨範囲

本ガイドラインは、屋内および屋外の施設・会場等における乗り物体験等を含むレジャーサービスを提供するイベント全般に推奨されます。

そのため、日本国政府所管の法令・法律・告示等やイベント開催施設・会場等の所在地地方公共団体の条例・規則等の適用が前提となります。

なお、FIA（国際モータースポーツ統轄団体）およびJAF（国内モータースポーツ統轄団体）の管理下で公認等として開催される競技会やイベント等には国際競技規則・国内競技規則に係る適用諸規則が適用されます。

3 基本的な推奨事項

乗り物は、年齢、体格、体重、経験など、幅広い層に対応しており、試走・体験走行・チケット（回数券）レンタル走行・グループや会社のイベント・耐久イベント等、様々なアクティビティに利用されます。

提供者は、コース、乗り物、アクティビティの種類や管理が、利用者やその他の関係者にとって適切であるかどうか責任を持って管理・運営いただくため、FIA（国際モータースポーツ統轄団体）がレジャーカート向けに示す推奨年齢区分（年齢、最高速度、パワー、走行台数、備考）を参考事例として掲示とします。

年齢	最高速度 (km/時)	パワー (kW)	乗り物の最大 走行台数※①	備考
6歳から	<45	<3.5	20	特別仕様（体験イベントや低年齢対象イベントは、専ら慣熟走行）のコース設定とする。衝撃保護の高いボディワーク（乗り物全周カバー）を推奨する。
12歳から	<65	≦7	20	ハイグリップタイヤは推奨しない。※②また、衝撃保護の高いボディワーク（乗り物全周カバー）を推奨する。
13歳から	<90	≦7	30	ハイグリップタイヤは推奨しない。※②また、衝撃保護の高いボディワーク（乗り物全周カバー）を推奨する。
15歳から	<110	≦21	30	ハイグリップタイヤは推奨しない。※②また、衝撃保護の高いボディワーク（乗り物全周カバー）を推奨する。

※①コース・走行区画の全長・レイアウトにも拠る

※②コースコンディション・走行区画の全長・レイアウトにも拠る

4 施設・会場等

施設・会場等は、利用者、随行者・観者、提供者・運営スタッフの安全性を確保するため、乗り物の走行・動線区画と利用者、随行者・観者の立ち入り区画を分離・隔離することが要諦となります。

F I A（国際モータースポーツ統轄団体）または J A F（国内モータースポーツ統轄団体）が定めたコース基準に関する規定に従うことが強く推奨され、可能であれば F I A または J A F によって公認されること、しかるべき専門家によって設定されることや以下 4. 2 の事項が推奨されます。

4. 1 施設・会場等の分類

乗り物が走行するコースや諸設備の設置される状態により、常設と仮設・臨時に分類されます。

- (1) 常設：コースや諸設備が常設であり、常時使用可能なコース。
- (2) 仮設・臨時：コースや諸設備が仮設・臨時的で、特定のイベント等に使用するために一時的に準備されるコース。

4. 2 乗り物の走行・動線区画の設定

- (1) 常設と仮設・臨時ともに、乗り物の走行・動線区画は原則として一方向走行とし、乗り物が制御不能になった際に随行者・観者に接触・衝突することを防ぐために物理的に防護体を設置して分離・隔離すること。
- (2) 乗り物が障害物や構造物に衝突する危険性がある場合や近接・平行する走路区画の間には一定の距離（4 m 以上）を設けるか防護体を設置すること。
- (3) 物理的に分離・隔離する防護体には以下①～⑥を用いること。なお、①および②硬質固体（表面内面とも）を設置する場合は、利用者および乗り物を保護するために衝撃を吸収できる弾力性のある防護体を前面に覆うこと。
 - ①コンクリートウォール
 - ②ガードレール
 - ③タイヤバリア（堅固に既存構造物に固定され、確実に相互結束されていることにより衝撃緩衝効果を発揮）
 - ④気体・液体注入型バリア（エアーマットバリア、バルーンバリア等）
 - ⑤ウレタン製バリア
 - ⑥プラスチック製バリア
- (4) 上記（3）の防護体は、乗り物の接触・衝突時に効果を安定して発揮できるよう設置し、乗り物がある下をくぐり抜けたり、その上に乗り上げたりすることがないように、乗り物に装着されるタイヤの直径の最低2倍の高さの防護体を設置します。また、強風等の外的要因による飛散、倒壊に留意すること。
- (5) 上記（3）の防護体は高さを含め、提供者・運営スタッフと利用者の双方の視点から、コースの視認性を考慮して設置すること。
- (6) 利用者の年齢、体格、経験を考慮したコース設定（全長、幅員、直線路長さ、曲線部の数）とし、緊急時には直ちに提供者が補助可能なコース・走行台数を設定いただくとともに、体験イベントや低年齢対象イベントは、専ら慣熟走行に特化したコース設定とすること。

- (7) 規格（外形寸法、形状や速度）の異なる乗り物の混走は制限すること。
- (8) 追い越し可能なコースを設定する場合のコース幅員は、一定の距離（5 m以上）を確保して、乗り物同士の接触等を回避すること。
- (9) 随行者・観者の立ち入り区画は、乗り物の進行方向に対面する区画や曲線部外側には設定せず、乗り物の走路直線部と並行した区画（進行方向外側）とし、防護体によるコース、走路との分離・隔離に加え、防護体から一定の距離の後方に設定すること。
- (10) 路面は硬質（舗装等）路面とし、表面は均一で、穴や凹凸のないこと。なお、非舗装路面を設定する場合は、専用の乗り物を配備してのサービス提供となります。
- (11) 屋外コースでは、雨天時や雨上がりに水が排出されることを想定し、水が溜まった滞留したりする場所を避けること。なお、雨天時や雨上がりに走行・イベント等を実施する場合は、当該路面状況を考慮したサービスを提供すること。
- (12) 屋内コースの施設は、換気システムと空気中の一酸化炭素(CO)含有量に対し常時作動する警報システム等を備え、照明は利用者にとって走行の支障要因にならないよう均一かつ眩しくないこと。
- (13) 乗降区画（ピット）
 - ①乗り物の走路ならびに随行者・観者の立ち入り区画の延長上にはあってはならず、明確に区分されること。
 - ②進入と合流は、入口（ピットイン）と出口（ピットアウト）のみとし、入口（ピットイン）と出口（ピットアウト）の走路と接続する箇所は、通常の走行ラインより外れた個所に設定すること。
 - ③利用者の視野を妨げることのないように設定すること。
 - ④乗り物の進入速度の抑制すること。
 - ⑤複数台の乗り物や随行者・観者の滞留が発生する可能性が高いため、同区画およびその周囲の立ち入りはスタッフのみとし、乗り物同士の接触・追突を回避すること。
 - ⑥十分なスタッフを配置することとし、乗降補助等はスタッフが対応すること。
- (14) 指示・交信手段として、拡声器、信号システム（信号灯、信号旗、信号ボタン等）を設置することにより、利用者と提供者間の指示・交信を確保すること。なお、信号システムは、走行中の利用者から明確に視認できること。
- (15) コースは良好な状態（防護体の点検、路面清掃等）に保たれていること。
- (16) 設備およびその周囲は、常設、仮設・臨時に拘わらず、施設・会場等の所在地方公共団体の条例・規則等の一般的な安全規則、消防法、環境上の制約等を遵守し、用役ごとにアクセスの制限を明確に表示するとともに、天候等の外的要因による飛散、倒壊に留意すること。
- (17) 消火・救急対応

- ①消火器または消火施設の設置すること。
- ②救急施設の設置とともに緊急時搬送車両の配備すること。
- ③医師または応急手当のできる有資格者を配置すること。

5 乗り物

ゴーカート等の乗り物体験等を含むイベント全般に亘り、様々な施設・会場・コース等で様々（年齢、体格、体重、経験など）な利用者によって運転されることも考慮されるべきであり、乗り物が製造・販売される国の安全規格・基準（「ST、SP（国内安全面に配慮された規格・製品）マーク」や「CE（EU安全性能基準）マーク」等）同等の製品であることの確認や以下（1）～（6）を満たしていることが推奨されます。

（1）衝撃に対する保護として、前部車輪（フロントタイヤ・ホイール）と後部車輪（リアタイヤ・ホイール）を含む乗り物の全周が覆われ（他車との混走が物理的に発生しない場合は除く）、以下①～③の保護装置が装備されていることに留意します。

- ①車輪（タイヤ・ホイール）と車輪（タイヤ・ホイール）の接触が防がれていること。
- ②ステアリングシステム（シャフト、ナックル、キングピン等）が効果的に保護されること。
- ③乗り物は接触・衝突時も安定しており、乗り物が他の乗り物の上に乗上げたり、宙返りをしたりするリスクを最小限に抑えていること。

（2）高温部や回転する部品に対する利用者の保護

乗り物の高温部は、利用者の身体または身体の一部がその場所に不用意に接触しないよう、適切な方法で保護されていることに留意します。回転する部品に長い髪やスカーフ、衣服などが巻き込まれないように保護されていることに留意します。

（3）乗り物を利用者の体格に適合させるための機能として、乗り物のペダルとシートは、利用者の体格の違いに容易に合わせられる方法を備えていることに留意します。

（4）ブレーキ、ステアリング、ペダル、シート、タイヤ、燃料タンク、バンパー等は、乗り物の安全性にとって特に重要であり、バッテリー（電動カート等）とガスタンク（ガス燃料式カート等）は事故発生時でも安全性が確保できる位置や向きに配置されていることに留意します。

①ブレーキ

- ①-1 信頼性が高く、かつ十分な制動力を発揮できるように設計すること。
- ①-2 乗り物のスピードと、様々なドライバーの体格、重量、強度、あらゆる接触・衝突を考慮すること。
- ①-3 制動・減速時に著しく乗り物の挙動が不安定とならないように制動力は少なくとも両方のリアホイールに同時（電動乗り物の回生および片輪駆動車は除く）に作用すること。

- ①-4 ブレーキペダルは、フレームに強く連結されているか、あるいはペダルを支える長さ調節可能なシステムであること。
- ①-5 連結されるワイヤーおよびロッドは二重にすること。
- ①-6 ブレーキはペダルとフレームの連結に不具合が生じた場合でも、システムが作動するような安全装置を備えていること。

- ①-7 ディスクブレーキシステムの場合、使用するブレーキ液の種類は、乗り物のメンテナンスステッカーと取扱説明書に明記されていること。
- ②ペダル
 - ②-1 ペダルは、想定される接触等によって生じる影響を考慮すること。
 - ②-2 ペダルの形状は、利用者が怪我をしないように設計されていること。
 - ②-3 ペダルの形状は足が滑らないように設計されていること。
 - ②-4 ペダルの位置は、他の乗り物や施設・会場・コース防護体への接触時に誤作動しない位置に設置すること。
 - ②-5 ペダルの大きさを利用者の足の大きさに合わせるための拡張（調整）機能または機能がペダルに組み込まれていること。
- ③ステアリング
 - ③-1 ステアリングは、接触等による利用者の身体への二次接触等の影響の可能性を考慮すること。
 - ③-2 ステアリングは、完全に閉じられた円形のステアリングホイール（円形の上部および下部1/3は直線またはステアリングホイールの他の部分と異なる角度を有しても良い）であること。
 - ③-3 ステアリングホイールに使用される材料は、接触時等に破損、曲がらないものであること。
 - ③-4 ステアリングホイールのハブには、ステアリングコラムが貫通しないように金属板を使用すること。
 - ③-5 ステアリングシステムのすべての部品は、セルフロック式のナットやネジ、サークリップなどの方法でしっかりと固定されていること。
- ④ホイールとタイヤ
 - ④-1 ホイールは、割ピン、セルフロック式のナット、サークリップなどでリアアクスルのハブに連結するか車軸に取り付けること。
 - ④-2 タイヤは、乗り物が正常に走行することが可能なグリップ力（一部の乗り物に装着される樹脂製タイヤは非該当）を維持しており、トレッドウェアインジケータがある場合は、残り溝が確認できること。
- ⑤燃料システム
 - ⑤-1 燃料タンクは、乗り物の多様な使用条件に留意し、接触時に衝撃が加わらない

ような位置に設置すること。

- ⑤-2 燃料タンクは、乗り物の衝撃保護部分に干渉することのない利用者の両足の間に設置すること。
 - ⑤-3 燃料タンクをエンジンの上に設置しないこと。
 - ⑤-4 燃料タンクにはオーバーフローボトルが備わっていること。
 - ⑤-5 電気とガスを動力源とする乗り物は、バッテリーやガスタンク（ガス式レジャーカート）が接触時等でも安全性が確保できる位置や向きに配置されること。
- (5) 安全装置として、緊急停止装置および遠隔操作可能な速度調整装置や原動機停止装置等の安全装置が装備されていることに留意します。なお、利用者の年齢、体格、経験を考慮した乗り物の速度設定やリード引綱の装備を考慮します。
- (6) メンテナンスとして、以下の①～⑧を基本に乗り物製造・販売者の指示に従い、良好な状態で使用できることに留意します。安全機能に関する部位・箇所は、特に注意して点検し、激しく接触した乗り物は、再度コースで使用する前にフレームコントロール・ジオメトリーコントロール（外的要因等によりシャシー／フレームに歪みが生じた可能性のある場合、当初のシャシー／フレーム形状に修正等を実施）を含めたすべての検査を行うことに留意します。燃料補給は、エンジンを停止し、利用者が乗車していない状態で行うことに留意します。
- ①ブレーキ
 - ②ステアリング
 - ③タイヤ
 - ④衝撃保護装置
 - ⑤熱や回転する部品からの保護
 - ⑥ナット、ボルト
 - ⑦安全警告装置等（安全操作・運転に係る注意事項を記載したステッカー等の視認性や安全警告装置が装備されている場合の作動状況）
 - ⑧燃料（またはバッテリー、ガス）

6 利用者

安全に利用いただくために以下（1）～（6）が推奨されます。

- (1) 利用者の年齢、体格（身長、体重等）は、乗り物の製造・販売者が示す対象範囲等。
- (2) こどもや未経験（未体験）者および経験の浅い利用者は、原動機出力（パワー）と速度に一定の制限のある乗り物に限定して利用・提供され、当該利用者にとって限定的なアクティビティとなっていること。
- (3) 特にこどもが利用する場合は、体格に合う調節可能な乗り物のみを使用するとともに提供者・スタッフとの意思疎通を図ることができ、乗り物の基本操作ができるこ

と。

(4) 利用前への説明・ブリーフィングとして、以下の①～⑫を基本にパネルやボード、動画を通して明確に実施され、基本操作（ブレーキ・アクセル・ハンドル）は、複数回の反復を行い、特に停止操作 방법에重きを置くこと。

- ①エンジンや熱を持った部分に触れないこと。
- ②スロットルケーブルを踏まないこと。
- ③燃料とブレーキホースの接続部を踏まないこと。
- ④乗り降りする際、車体（ボディワーク）を踏まないこと。
- ⑤アクセル（スロットル）とブレーキペダルの使い方。
- ⑥ハンドルに置く手の位置。
- ⑦シート、ステアリングコラム、ペダルのロック方法（調整可能な場合）。
- ⑧利用者と提供者間の指示・交信方法。
- ⑨緊急時の合図。
- ⑩乗り物同士の接触を避けること。
- ⑪最初の数周はタイヤが温まっていないので低速で走行すること。
- ⑫安全装置（遠隔速度調整装置、遠隔原動機停止装置）。
- ⑬提供者・スタッフの指示に従うこと。
- ⑭ルールに従わない場合、特に危険な走行をした場合の対応。

(5) 服装は以下①～③を基本とします。

- ①カート用乗車用ヘルメットとして国内法令・基準適合した頭部サイズに合ったフルフェイスヘルメット・幼児／子供用ヘルメットの着用（長髪者はヘルメットの下に長い髪を固定する対策）。
- ②使い捨てのヘアキャップ（衛生上の観点）。長髪者はヘルメットの下に長い髪を固定する対策として、バラクラバ（目出し帽）の着用が有効。
- ③肌が露出しないグローブ、長袖、長ズボン、靴（つま先を覆う平坦な底部のもの）の着用。

(6) 健康状態として、飲酒者や健康状態に問題のある方、既往歴（心臓疾患、頭・首・背中の病気、神経障害、てんかんの発作、運転に支障をきたす可能性のある健康上の問題）がある方、異常行動や薬・アルコール依存症の方の利用は控えていただくこと。

7 施設・サービス提供者

利用者および提供者が安全に参加・運営いただくため、以下（1）～（10）が推奨されます。

(1) 提供者の組織体制

- ①スタッフの役割と責任。

- ②サービスを実施・提供するために必要なスタッフの数。
- ③スタッフに求める資格（JAFオフィシャルライセンス：公認審判員許可証等）。
- ④業務・役務遂行のためのトレーニング。

(2) 安全計画（緊急時対応）

- ①緊急事態（火災、事故等）発生時の対応手順書の作成。
- ②施設・会場最寄りの受入可能な応需病院を指定し、所轄消防当局に催事等の届出。
- ③緊急事態発生時のスタッフの役割と責任。
- ④緊急対応設備の使い方とその配置。
- ⑤緊急事態発生を想定した訓練。

(3) スタッフのトレーニング

- ①スタッフは、その役割および責任に見合った資格を有すること。
- ②スタッフは安全の重要性を認識し、様々な安全上の問題について情報提供し、定期的にトレーニングすること。
- ③スタッフが緊急事態に適切な対応ができるよう、特別な訓練が実施されること。

(4) 安全設備のメンテナンス（乗り物とコースに加えて）

- ①すべての安全設備・装備は、日本国政府所管の法令・法律・告示等やイベント開催施設・会場等の所在地方公共団体の条例・規則等に則って良好な状態で使用できこと。
- ②屋内コースの換気システムおよび一酸化炭素測定システムの換気の効率性と測定の正確性は、定期的にチェックすること。
- ③消火器や応急処置キットなどの非常用設備が使用できること。

(5) 安全留意事項シール

提供者は、利用者が安全に乗り物を利用するための留意事項を掲示したシールを乗り物に貼付すること。

- ①利用者は安全に関するブリーフィングを受けていること。

②利用留保事項

- ・十分な保護具を装着していない場合。
- ・ヘルメットから長い髪が出ている場合。
- ・スカーフ等を巻いている場合。
- ・服装が過度に身体に適合していない場合。
- ・薬物やアルコールの影響を受けている場合。
- ・推奨年齢（年齢制限）の範囲外の場合。

(6) 乗り物のメンテナンス

- ①提供者は、乗り物の製造・販売者から提供される以下のメンテナンス関係資料（メンテナンスと取扱説明書、運転方法に関する説明書、メンテナンスに関する説明書、乗り物を通常状態に維持するための留意事項、分解図が付いたスペアパーツの

カタログ)を確認のうえ、メンテナンスマニュアルの指示に従い、良好な状態で使用できるようにしておくこと。

②計画(日次、週次、月次)に従った定期的なメンテナンスを実施すること。

③安全要件は特に留意して実施すること。

③-1 ブレーキ

③-2 ステアリング

③-3 タイヤ

③-4 防護具

③-5 熱や回転する部品からの保護

③-6 ナット、ボルト

③-7 安全警告の有無

③-8 燃料(またはバッテリー、ガス)システム

④激しく接触・衝突した乗り物は、走行前にフレームコントロール、ジオメトリーコントロールを含めたすべての検査を行うこと。

⑤燃料補給は、エンジンを停止し、ドライバーが乗っていない状態で行うこと。

(7) コースのメンテナンス

コースは常に良好な状態に保たれており、防護体の位置と状態は、定期的に点検し、必要に応じ常に修理すること。

コース表面は清潔に保たれ、オイルの跡を取り除き、穴や凹凸のある箇所はすぐに補修すること。

(8) 運営・管理

①日次管理

サービス提供前の日次安全確認として、最初の乗り物アクティビティを行う前に、以下に基づく事前確認を行い、確認すべき項目とそれに対応する状況を「サービス提供前作業チェックリスト」に記載し、当日、対応が必要な点、もしくは対応が必要と思われる点は、コメントとして文章で記載すること。

①-1 乗り物

①-2 建物、周辺環境

①-3 利用者の装備

①-4 非常用設備

②セッションの管理

サービス提供者または関係スタッフは、乗り物の走行前・走行中・走行後に夫々以下の作業を行うこと。

②-1 走行前

・屋内の空気質が適切であること。

・コースに入る乗り物の台数が最大許容以内であること。

- ・コースに入る乗り物の規格（外形寸法、形状やパワー）がすべて同じ種類であること。
- ・安全性が確認された乗り物であること。
- ・セッションに参加する利用者の運転が可能であること（年齢、体格、服装、健康状態、薬・アルコール、異常状態に関する運転可能要件を満たしていること）。
- ・利用者は、最低条件として必須の防護具を着用していること。
- ・乗り物の出走前に、利用者に説明を行うこと。

②-2 走行中

- ・安全規則を遵守していること。
- ・危険な、攻撃的な、または異常な行動をとった利用者には、直ちに指示または退場処置を行うこと。
- ・ヘルメットから長髪が出ていたり、服装が乱れていたりする利用者は、直ちに停止させること。
- ・給油は必ずエンジンを止めた状態で行い、利用者が乗り物から降りている状態で給油に相応しい場所で行うこと。

②-3 走行後

- ・利用者が指定された走行・動線区画外に行かないようにすること。

(9) 記録

以下の記録は、文書等で保管すること。

- ①乗り物のメンテナンス記録簿と日々の点検記録
- ②コースのメンテナンス記録簿
- ③サービス提供前のチェックリストの記録簿
- ④事故報告書または危機的状況についての報告書
- ⑤非常用設備のメンテナンスと管理の記録簿
- ⑥スタッフのトレーニングと資格の記録簿
- ⑦緊急事態の担当者のトレーニングと資格に関する記録簿

- (10) 保険として、サービス提供中に発生したいかなる事故、火災等による損害を補填できる適切な損害保険に加入し、サービス提供者または利用者の過失により、第三者、他の利用者または観者に生じた、または影響した、個人または法人への人的損害および財産に対する損害または損失を適切に補償するものとなっていること。

以上